

# 議会改革特別委員会会議録

[平成22年 6月14日開催]

南あわじ市議会

# 議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 2 年 6 月 1 4 日  
午後 4 時 1 2 分 開 会  
午後 4 時 4 7 分 閉 会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## 1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（8名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

### 欠席委員（1名）

委 員	森 上 祐 治
-----	---------

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	淵 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

## Ⅱ. 会議に付した事件

1. 議員協議会への中間報告について…………… 3
2. その他…………… 1 2

## Ⅲ. 会議録

## 議会改革特別委員会

平成22年 6月14日(月)

(開会 午後 4時12分)

(閉会 午後 4時47分)

○原口育大委員長 失礼します。本会議でお疲れのところ恐縮です。日程の関係であさっての全協で中間報告をしたいということで、あしたも一般質問5人ですので、きょうとおなじような条件なんで、あえてきょうお疲れですけれども開催をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

まず、本日につきましては、議員協議会への中間報告についてということで、資料については今、お手元に別紙1と別紙2、2つ出ております。この中身の違いは、まず表紙になってます体系表の中で別紙2の方は、1-2-3、1-2-4、この部分が茶色の枠の中に入っております。いわゆる今回、3月議会以降の分の報告になりますんで、茶色で囲みました4月21日、5月18日、6月4日の分の報告でありますけれども、この1-2-3と1-2-4については、確定しておったので、省いておるのが別紙1の方ですけれども、会議の進め方としてどうしても議論が行ったり来たりしながらする中で、今の2つの項目についても議論がありましたので、それも含んで報告するかどうかということで、2種類用意をいただきました。

資料を見ていただくのは別紙2だけを見ていただいたらよいかというふうに思ってますので、別紙1の方は見比べる参考に使っていただいたらというふうに思います。別紙2の方でいきたいと思えます。

まず、体系表につきましては、今言いましたように、今回報告したい項目として茶色で22年6月の議員協議会での報告予定という形で茶色で囲ってある部分であります。その中身については、次のページからになりますけれども、事前に一度お送りしてますんで目は通していただいとるかと思うんですが、一通り朗読をしていきたいと思えます。

まず1-1、本会議の運営の中の通年議会について、専決処分についての件ですけれども、これについては一番右端の茶色の部分を報告したいと思ってますが、通年議会はデメリットもあるので採用せず、臨時議会招集請求権で随時対応していく、専決処分は厳正に運用されるように申し入れると。いうふうなまとめ方をさせていただきました。

これについては諮問を受けたと言いますか、今回、改革の方で検討するという事になってますので、こういうことについて中間報告をさせていただいて、議長に答申をして、議長の方からそういったことをしていただくというふうなことを想定して、こういうまとめ方にしております。

次のページの本会議の運営の中の執行部への反問権の保障、議員間の自由討議につきましては、委員会の運営と関係してきますので、委員会の運営とあわせて検討するというふうなことで、ここでの本会議での反問権、自由討議についての結論は出しておりませんけ

れども、これはなかなか難しい問題かなというふうには思っています。今から進めていく中で、全体的な位置づけの中でまた検討することになるん違うかなと、現状の報告としては、こういう報告しかできないのかなというふうに思っています。

1-1-5の議場へのパソコンの持ち込みについては、いろいろなりましたけれども、マナーとか見ている人の問題もありますので、現行どおり持ち込まないという結論であったかと思います。

次のページの常任委員会、特別委員会の中での調査の進め方について、それと説明員についてであります。

これについては、直接の議題として挙げなかったんですけども、行きつ戻りつの中で自分なりに感じたことを書いてみます。かなり私個人的な意見を書きましたので、この部分は協議願う必要があるかなと思っておりますので、まず調査の進め方については、具体的な調査事項を決めて重点的に調査を行い、調査報告の中で政策提言、要望等を積極的に行うことが望ましいというふうなことをちょっと差し出がましいというか、ことを書きました。

これについては、委員長の議事進行権と言いますか、いろんな方法があると思っておりますので、従来どおりでいいんだという意見も当然あると思っております。ただ、私は個人的な感覚でもちょっとあるんですけども、他市の議会基本条例等を、委員会の運営状況等の資料を見ていく中で、こういった的を絞った調査というものも必要ではないかなというふうに思いまして、あえて書きました。これを全面的に押しつけるという形ではなくて、これについて参考にしていただいて、委員長の方で議事進行の中で取り入れていただけるとありがたいというぐらいの表現でもいいかなというふうには思っております。

実際、文教さんとかが委員長の中でいろいろと管内視察等を計画されているようであります、そういう形で管内視察等をやっつてそれについて議論をするというような手法がこれに当たるん違うなかというふうに思っております、そういう手法はぜひ今後、多く取り入れたらいいのではないかなと、いうふうな思いで書きました。

説明員につきましては、業務の効率化を踏まえ、質疑への答弁を求められる可能性のある説明員を除き、控室待機を要しないこととする。（ただし、突発的な質問に対応できるよう議会の状況把握に努めることをする。）これも説明員は現行どおり、現状どおり課長職以上、全員出席とするという検討で出ております意見と相反するところがあります。これについても、なかなか一気に私難しいと思っております、ある意味、課長職以上を月1回の所管外調査等で拘束してしまつて、窓口というか、そこはどうなつとるんやという批判もあると思つて、ある程度、重点的な課題を設定してやれば絞り込めるん違うかなと、事前に通告等があれば、そこは確実に出席していただける説明員として準備していただけるん違うかなと、そういうことでかえつて答弁漏れとかも減るん違うかなというふうな思いもありまして、今、これも基本条例等でうたうとなればこういうことも視野に

入ってくるかなと思って、あえてこれも書いております。これを結論としてよいかどうかというのは議論を願いたいなというふうに思っております。

次のページですけれども、委員会の政策形成過程への積極的関与。

これについては議長は市長に対して市の重要な会議や各種審議会等の開催について、広く市民の傍聴を可能にし、会議結果の公開や所管課での議事録や資料の閲覧などができるようにするなど、積極的な情報提供に取り組まれるよう要請されたいということを書きました。これは前回かなり議論がありまして、いろいろ市の審議会とかそういったことの内容、あるいは庁内会議の内容についても議員にいろいろ資料を提供するべきでないか、いやそれはちょっと越権行為やといろいろありました。そういう中で委員会としては、議長を通じてこういった申し入れをするのが適当でないかなというふうな感じでまとめてみました。

次に委員会での自由討議と意見表明。

これについては、市民の多様な声を代表する議員がみずから議案を提案し、自治体運営全般について討議し、地域の意思決定を行っていく場をつくり出すことが議会に求められており、自由な討議形式の導入が必要である。と書かせていただきました。

これも議会基本条例等を将来的に見据えた中でこういう方向がいいのではないかなというふうなことでちょっとそういう表現にさせていただいております。

次に所管事務調査における質問事項の通告。

これについては、検討の中でテーマを絞り込むのであれば通告は必要だというふうなことがありまして、専門性を発揮し、深く議論をするために説明員には必要な資料を整え十分な答弁ができるように準備をすることを要請する。そのためにはテーマを絞り込んで質問事項を通告することも必要であるというふうなことでまとめさせていただいております。

次のページに市民との連携についてということで、参考人制度、公聴会への積極的な活用につきましては、議会にとって市民の意見を聞き、それを決定に反映していくことは市民参加と代表制の望ましい関係であり、積極的な活用を図るべきであるというふうに書きました。

これは従来、請願等で参考人等を出ていただくということはこのところずっと常態化しておりますんですけれども、それ以降の公聴会等も踏まえて、こういうふうな表現でどうかという提案であります。

次のページの市民との連携の中の請願、陳情の位置づけについてでありますけれども、請願及び陳情は憲法自治法に制度化されたもっとも歴史ある議会への市民参加方策であり、大切にし適正に処理しなければならない。

これは当たり前のことを書いたんですけれども、そこを再認識していただいたらどうか。十分認識されておるのにちょっと恐縮ですけれども、そういうふうなまとめ方にしました。

次のページの住民投票でありますけれども、これもいろいろ議論のあるところでありありますけれども、現行法上、制度化されている住民投票は、住民による直接請求権として保障されているものであり、本委員会では条例による住民投票の必要性を議論した。先ほどの住民投票の直接請求についてはきょうも議論ありましたが、自治法での直接請求権ということでもありますので、議会としては議会で作る条例についての議論をしたということでもあります。その結果、議会制間接民主主義を補完し、住民の意思を把握するための制度として議会が必要と判断すれば実施されるべきであるが、個別型、常設型のメリット、デメリット等を慎重に検討して決定すべきであるというふうに書かせていただきました。

これに関しましては別紙で資料をちょっと私の方から出させていただきましたのは、自治基本条例における住民投票の規定に係る比較表であります。この中で常設型の自治基本条例の中に常設型のものを設けているのが3市ありまして、大和市、岸和田市、名張市でありました。またこれの資料をもし必要でしたらそれぞれ条例の部分について打ち出したものを別紙で持っておりますので、また言っていただければと思います。

あと、議会情報の公開の政務調査費に関しましては、今回は条例改正につきまして議運の方から発委をしていただくというふうな段取りになっております。これにつきましても全協で報告をしておいて最終日に発意をいただくという段取りであります。

以上、一通り説明をいたしました。お気づきの点、御意見をいただけたらと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員          2点。

1点目は、この1ページのこの専決処分に関連してですが、厳正に運用されるように申し入れる。というこの厳正に運用されるようにというこの中身ですね、これもうちょっと例示していただかないと、今、厳正にということは結局、法律上問題がないという意味になる、とらえますよね。

今回やられている専決処分についても、法律上問題があるかないかということについて、今回、専決処分として10何ぽか出たもの、議会時に認めましたよね。認めたんですよ。ということは、あれは構わんと。ああいうような提案の仕方は構わないということになるんだったら、ちょっと意見が違うんですね。そのあたりのこの厳正に運用される、申し入れると、その中身をこれもうちょっとはつきりさせておかないと、かなり意見が分かれると思いますね。

今回の臨時会で専決処分を認めたと、これは1つの例になっていくので、これを基準として考えるのか、それとも違うんか。仮にそれを基準として認めないとするならば5月臨時会で、議会運営委員会が認めた専決処分への対応、これは逆に言ったら自己矛盾に陥ってくると思います。それが1つです。

それから2つ目は、4ページになるんですか。

試験が大分入っていると委員長おっしゃってた部分ですが、この該当規定、現状、これを補強するというような趣旨であればいいんですけども、これはこれとして今検討結果、仕分けをこれでいくということにすると、常任委員会などでの調査というは何か限定されてる、狭められてしまうかのような印象をちょっと僕は持ったんですが、本来、この議会改革のテーマというのは、二元代表制のもとでの議会の存在感をより増していくと、あるいは審議をより深めていくと、これまでの通常のものに加えてということであれば理解できるんですが、これまでの通常のように変わってということになると、ちょっと問題出てくるんじゃないかと。その2つちょっと思うんですが。

○原口育大委員長       今、後段のやつはここに振ってあるページの4ページの。

最初の厳正に運用されるようにということについては、自治法の改正の中で、きょう市長の答弁ありましたけども、時間がなかったんやということであったわけです。ただ、それを認めるかどうかいうところかなと、ほんまになかったんかなと、僕もそれは大変疑問を持っておったので、きょうのような質問をしたんですけども、ただ、あくまでも議会と首長との信頼関係の中でやってもらうということでない、やっぱりよくないというふうに思っています。そもそもどっかの市長みたいに専決や、専決やと言われるようなことになってしまつたら、そんなもんんでもない話になりますし、ただ、その中でここに書きました臨時議会招集請求権ですか、ここら辺を議長にはしっかりと發揮していただいて、首長が安易な判断で専決を求めてきたら、やはりそれは開くんやという態度をしっかりと持ってほしいと。だから議長と首長両方にですね、やはりしっかりとその厳正にという意味はですね、そういう言い逃れやなしにきちっと自治法で範囲を限定されておるわけですから、その限定された範囲をきちっと守るよというのが厳正にという意味ですけども、それ以上にやっぱりつけ加えた方がいいという。

○蛭子智彦委員        というか自己矛盾に陥らないかな。評価が違うんですね。私の評価と委員長の評価と大分違うんかなという。というのは臨時議会で出された専決処分を全く認めなかったんです。でも委員長はも認めたわけでしょ、これ開きがあるんですね。

○原口育大委員長        そのね、僕が認めたんは内容的には認めたということで、その手続的には一応質問の中で議会の方がちゃんと承認したんかということを確認した上で、したということであったんで、内容的には認めたということなんで、とにかく中身的にいうことではなしに、手続をきちっと踏んでやったんかどうかという部分を今後明確にしてほしいと。きょうの市長の答弁でもちょっとあいまいな部分があったようなことを言うてましたけれど、そういうことがないように強く申し入れるという意味ですので、自己矛盾にはなっていないというふうには思っています。

○蛭子智彦委員　　ただ、今回の例を先例として確認を、認めたわけですから、あれが一つの基準、標準になるとすればね、それはやっぱり厳正な運用というようなこのことと矛盾してくると。

○原口育大委員長　　だから議長にもまたお願いしたいねんけど、しっかりとやってほしいという。

谷口委員。

○谷口博文委員　　私も今回専決を容認というか、したわけですけど、要は、今回はやはり条例に基づかんそういうふうな支出があったということで、行政というのは違法性を確知した段階で、速やかに是正すると、専決処分としては議会の招集がいとまないとかそういうやつかないときには、専決処分やむなしというようなことで、今回は速やかに適正に違法性が認められたというような案件に対し、是正をされたということで私は専決処分はやむを得ない処置やなど、それを放置しておく方が、要は4月からのいろんな委員会を開催、審議会を開催すると、上においては違法性を認知しとって、なおかつ4月からそういうふうな審議会を開催するということが、これはもう確信犯になってくるさかいに、私はそういうふうな意味を思って今回の専決は速やかに是正をしたということで、私は容認しとるわけです。

だからこの辺は専決、専決言うたって、専決処分の議会とか、今回のようなケースは私は今度を出てけえへんと、私は確信しとんねんで、専決、専決いうのは私は今回のようなことは以後は出てこないというような認識のもとやな、やっとるわけですわ。

○原口育大委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　これも専決については私も今、蛭子議員が言われたように、これは旧町、私らの話を出して恐縮なんですけど、旧町時代は20人で野党、与党というのはないんですけど、9対11というような形の中で鮮明に分かれてしよった。ほんで議員は委員長3人と正・副と、その中で専決は必ず議長に申し出て、議長が議運に諮ると、議運の中で決定したことは専決も認めるというような形で、ということはそんないかげんなそういうふうにしておけばね、いいかげんな専決はないと。今回は議長にも何か報告もなかったようなことも、この前の全協でもあったしね、そういうことでそういう円滑に議会がいったように思います。

ですから、議運に諮ればそれは例えば、5人、6人おられるんですから正当な意見も出てくると思うんでね。最小限、専決についてはまず議長に報告をしていただいて、議長が

そういうような形をとってもろたらいいんじゃないかなと、これは昔のそういう経験も踏まえてね。慎重にすべきやという点では蛭子さんと同意見です。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その経過がもう一つわからん部分があるのが、その執行部が言いよったのは、監査委員から指摘があつて。

○原口育大委員長 4月の9日に報告があつて。

○蛭子智彦委員 監査委員の報告は4月9日違いますよ。

○原口育大委員長 違うかったけ、監査が4月9日か。

○蛭子智彦委員 監査は4月9日もあつたけど、監査委員としてまとめて結果通知したのは4月の。

○原口育大委員長 29か30か。

○蛭子智彦委員 今後のことやけど、どれもね、あいまいにしたらあかんと思うんですよ、ここははっきりさせとかんと。決めた、それがようわからんの、まだはっきりしないんですね。今すぐははっきりしたい。執行部は、監査委員の結果通知基ついて条例化するという。しかし、監査結果通知がいく前の議運ではや、専決したいというような、こういう話が出たん違うかったかな。

仮にね、この経過そのものは非常に不透明なんですよ。監査委員が事前に監査委員会から指導を受けてたというような話が仮にあったとしたら、それはそれでまたね、どうなるのかなと思うんです。

○原口育大委員長 今言われてることはちょっと個別の案件としてね。

○蛭子智彦委員 具体的にこの専決処分が大きく問題になるのは今回のやつが異例中の異例で、大変な問題だという認識を持っている議員と、阿部さんも相当持っていると思うんですけど、ただ、それでもまあまあオライとなってる部分ともっとこだわりを持つ部分とがあつて、一くくりで厳正な運用を求めるといった、その厳正な運用という中身が抽象的でね、具体的な事例として今回のやつはどうだったのか、今後どうなのか、標準をつ

くらのあかんという、標準を、標準形式を。標準形式に照らして今回のはどうだったのか。ここの議論が大事やと思うわけなんですよ、標準化。

○原口育大委員長        そのこの部分は、私も含めてかなり疑問があったんで、しつこくきょうも取り上げたような部分もあります。だから、そういうことが二度とないように、厳正なというふうに言うてるであってね。

○阿部計一委員        これは委員長な、はっきりと執行部に瑕疵があったということは、これもう100%・・・私やったらあそこでな素直に謝罪をしておさめると、ほんで済んどんねんけど、これをいっこうはったよって、こんなふうになつとんねんけど、こんなふうにならんように最小限、何かの歯どめ考えな、蛭子さん気に入らんか知らんけど、委員長、何かの一つを今後について。

○原口育大委員長        蛭子委員。

○蛭子智彦委員        標準というは結局2回、地方自治法の改正の中でいとまがなかったというような言い方を、時間的余裕がないというようなちょっとかえているようなところがあるのかな、局長。地方自治法の改正でこの専決処分についての改正がありましたね。

○原口育大委員長        いとまがないことに限定されてました。

○蛭子智彦委員        いとまがないという言い方を、言葉をかえているんですね。

○原口育大委員長        局長。

○議会事務局長（淵本幸男）        この改正も18年の地方自治法の改正で先ほどから一般質問のときに、答弁で地方自治法の条文を市長が読み上げたそのとおりです。

○蛭子智彦委員        改正前と改正後の、なぜそう変わったのかという説明が大事なんですよ。

○原口育大委員長        局長。

○議会事務局長（淵本幸男）        それ今議論してるように、その専決処分をできる、その範囲、そういうものを明確にしたというようなことです。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どうであったのがどう変わったのか説明していただけますか。

○原口育大委員長 局長。

○議会事務局長（渕本幸男） 以前も179条では、議会を開く間がなかったというように、いとまがなかったというようなことでしたが、それが特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときというように改訂されています。ということは、臨時議会を開けないと、専決処分をしなければならないという理由、それについて限定されたというようにございます。

これもただ、いろんな解説書を見ますと、それがだれが決めるんかというか、そういう判断、判断基準、それは専決処分をする市長、その方にあるというように解釈もあります。ということで、先ほどから出とったやはり委員長が言いよったように議会と市長、その関係、やはりそういったことがあったら事前にそういうことを議長に申し入れて、それで議運なりで諮ってというその順序、そういうことを定例化するというのが1つかなといった思いがあります。

○蛭子智彦委員 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今の説明の中で、本当にこういう市長から議長に相談があった。議長は議会運営委員会に諮問するということになってますよね。だからこういう議会の臨時議会でやってほしいという市長からの提案があったら、議会運営委員会に諮問するというルールが確立されていればね、ルールがはっきりしとればいいと思うんです。そのところだけが問題なんです。その議会を招集、議運で必ず議論する。専決処分については必ず議運で専決でいいかどうか時間的余裕があるとか、ないとかいうのは議運で判断する。このルールさえ確立したらね、それでいいと思うんです。

○原口育大委員長 今言われとることを取り入れて、議長としては。

ちょっと雑談ぼくなつたんでまとめますけど、今言われた申し入れがあったら、議長は議運に諮って判断するいうふうなことを入れてよろしいですか。事務局それは特に問題ないですか。

事務局。

○議会事務局長（淵本幸男） それは事前の調整ですんで、別に問題ないかなというふうに思います。

○原口育大委員長 では、そういうふうなまとめにさせていただいてよろしいですか。ではそのように。

では、資料の振ってある番号で4ページになりますが、調査の進め方の中で先ほど、具体的な調査事項を決めて重点的に調査を行い、調査報告の中で政策提言、要望等を積極的に行うことが望ましいというふうに書いた点であります。これについては、積極的に行うことが望ましいという表現にしたつもりですけれども、それが議論の幅を狭める意見もありました。そこら辺、もし意見がありましたらちょっと聞かせていただけたらと思います。阿部委員。

○阿部計一委員 この点については、今まででも重点的に絞ってね、やってる各委員長さんもおられますし、私もそういう経験があります。ですから余りしぼりを入れないような形で委員長とやらされたことをどんなふうに文言で入れるか、それでいいと思うんですけども。

○原口育大委員長 蛭子委員、これ積極的に行うことが望ましいでは、ちょっと強過ぎるという話になりますか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、補完するという通常の調査活動を補完することを目的として、大事な調査事項を決めて重点的という、こういう表現をちょっと先に言う方がいいん違うかと。そういう通常の調査活動を補完する目的を持って具体的な調査を決めて重点に調査を行うと、補完することを目的としてと、こういう言葉を入れておけば狭めることには決してならないと、広げるあるいは深めることになるんじゃないかと思います。

○原口育大委員長 ちょっと今すぐにうまい表現が思いつかんねんけど、言われることはようわかります。そういうことでまとめさせてもらってよろしいですかね。

そしたら、後の部分についてありませんか。

特にないようでしたら、この別紙2の方の今指摘のありました2点について、ちょっと手直しをして報告をさせていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。それではそのようにさせていただきます。

そうしましたら、その他で何かありますか。

なければ、今回はまだ日程決めておりませんが、協議事項としては前のとき言いました

一般質問の録画配信、それとその一つ前やったですかね、政務調査費はこれやってますもんね。ちょっと前回の今、記憶に残ってないんですけど、前のときに市民参加の最後のところをやるというふうにしておったと思いますので、そういう案内をまた出させていただきますので、よろしく願いをいたします。

特にないようでしたら、終わらせていただきたいと思います。

本日は、一般質問の後でお疲れのところ恐縮でした。またよろしく願いいたします。ありがとうございました。

(閉会 午後 4時47分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年6月14日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大